

沖縄労働局発表
平成28年1月20日

担当	沖縄労働局 雇用均等室長	松野市子
	地方育児・介護 休業指導官	江畑 泉
	電話 (098) 868-4380	

県内16社目のくるみん認定企業が出ました！
—株式会社スズケン沖縄薬品 1月26日(火)「認定授与式」—

沖縄労働局（局長 待鳥浩二）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく県内16社目の認定（通称：くるみん認定）企業として、平成28年1月13日付けで株式会社スズケン沖縄薬品（本社：南風原町、代表：西田正）を認定しましたので、公表します。

認定授与式は沖縄労働局において、1月26日(火)14時から実施します。

1 くるみん認定企業

■第16号「株式会社スズケン沖縄薬品」

（本社所在地：南風原町 労働者数：149人）

【認定のポイント】（取組事項 資料1）

- 計画期間内の女性の育児休業取得率100%（出産者、育児休業取得者ともに7名）
男性の育児休業取得者1名
- 育児休業制度を原則2歳までの間、複数回の取得を認めるほか、5日間は有給に改正
- 育児短時間勤務制度や所定外労働免除制度、法定時間外労働制限制度等を、小学校就学前から中学校就学前までの子どもを育てる労働者へ大幅に拡充
- 失効年次有給休暇を育児や介護のために積み立てて利用できる積立年休制度を導入

など認定基準9項目を満たした。

2 認定授与式

■ 下記の日程で行います。（資料3）

- 1 日時：平成28年1月26日(火)14時～
- 2 場所：沖縄労働局 局長室
（那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館 3階）
- 3 内容：認定通知書授与、懇談 等



3 次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届の届出状況(平成27年12月末現在)

次世代法により、101人以上の従業員を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を進めるための「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出るとともに、その内容を公表し、従業員へ周知することが義務付けられています。

■ 平成27年12月末の「一般事業主行動計画」届出状況は下記のとおりです。

301人以上の企業、101～300人の企業ともに100%が届け出ています。

企業規模 (常用雇用労働者数)	届出企業数	企業数 (雇用均等室把握)	届出率
301人以上	99社	99社	100%
101人以上300人以下	259社	259社	100%
100人以下	155社	—	—
合計	513社	—	—

* 次世代法に基づく認定とは

次世代法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。「一般事業主行動計画」(以下「行動計画」とは、企業が労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての**計画期間、目標、目標達成のための対策**を定めるものです。(次世代法:参考1)

行動計画を策定・届出し、**一定の認定基準を満たすと認定**を受けることができます。平成27年4月1日施行の改正法では、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する**特例認定(プラチナくるみん)制度が創設**されました。(認定基準:参考2、改正次世代法について:参考3)

* 認定のメリットは

「子育てサポート企業」として「くるみん」認定を受けた企業は、**次世代認定マーク(愛称:くるみん)**を自社の商品、名刺、広告、求人広告などにつけることができ、**企業のイメージアップや優秀な人材の確保等**が期待されます。また、建物等の割増償却を受けられる**税制上の優遇措置(くるみん税制)**を受けることができます。

◆ くるみん税制について ◆

平成30年3月31日までにくるみん認定を受けた企業は認定を受けた事業年度1年間、プラチナくるみん認定を受けた企業は3年間、次世代育成支援に資する資産であって、一般事業主行動計画に記載された資産(器具備品、車両運搬具、建物及びその附属施設)について、**普通償却限度額の最大32%の割増償却**を受けられる制度です。

添付資料

資料1 [くるみん認定企業の取り組み 株式会社スズケン沖縄薬品](#)

資料2 [沖縄県内認定企業名簿](#)

資料3 [認定授与式次第](#)

参考1 [「次世代育成支援対策推進法\(抄\)」](#)

参考2 [「プラチナくるみん認定基準」「くるみん認定基準」](#)

参考3 [「くるみん認定 プラチナくるみん認定」\(リーフレット\)](#)

参考4 [くるみん税制について](#)